

中津川市立川上小学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～
～一人ひとりの児童生徒が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- I いじめについての基本となる考え方
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止の対策のための組織
関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）

【いじめの定義】

「いじめ」とは、
「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

I いじめについての基本となる考え方

中津川市立川上小学校

いじめをしない！させない！許さない！



いじめの基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る

(様態)

- ・ ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかれる
- ・ 金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする
- ・ いやなことや恥ずかしいこと危険なことをされたりさせられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる
- ・ その他



教師の心構え

教師は、いじめを見逃さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎管理職への迅速な報告
- ◎確実な情報共有と組織的な対応を！
- ◎正確な事実確認・記録作成を！

【保護者との連携】

- ◎児童の幸せにつながる信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

<「いじめ」指導への基本的な考え方>

□人間ならば必ず「いじめの芽」を持っている。私たちの心にもある。その芽は自分との違いや自分の知らないことやものに対する不安、そこから生まれる攻撃性、または自分が攻撃されていると感じたときの防衛本能など自分の生命の危険や母性本能などからくる本能的な営み、自分を自分の意思のままに動かせる支配欲など、すべての人間が持つ心から生まれるものである。

□いじめは本能であると考えられる。だから誰にでもある。ただ、その本能をコントロールできる「理性」を持っているのも人間である。自分の中にある本能と理性、そのせめぎ合いを見つめ、目をそらさない。そして、「理性＝他者を思う心」が「本能＝自分を守る心」をコントロールできる児童を育てることがいじめの指導となる。

□いじめの解消は、「いじめに関わる行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続している」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」事の2つの要因を持たずときと考える。

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立川上小学校

◇いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものという認識をもつ
◇児童へのあったかい言葉かけを行い、児童のよいところを話題にする
◇児童の気になることを伝え合う職員集団を目指す
子ども一人一人を大切に、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
「いじめ防止 これだけは！」（令和元年11月改訂：岐阜県教育委員会）より

1 未然防止の考え方

いじめ（人をいじめたり、人にいじめられたりすること）はどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感を持った生徒～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、児童会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育（「ひびきあい活動」の取組）
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育の推進
- いじめ防止対策に特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>

	「居場所」と「絆」のある学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	学級開き、学級目標作り 1年生を迎える会 たんぽぽ班会議 学級組織作り、前期委員会開始	交通安全教室 通学班会議 下校指導、危険箇所の点検
5月	川上オリエンテーリング（たんぽぽ班） 第1回人権集会	命を守る訓練 教育相談日（心のアンケート事後指導） 命の教育
6月		教育相談日（心のアンケート事後指導） 命の教育
7月	心のプロジェクト（5、6年生） 1学期の振り返り（各学級） 生徒指導交流 根ノ上研修（5年） 第2回人権集会	命を守る訓練 教育相談日（心のアンケート事後指導） 通学班会議
8月	校内研修（生徒指導事例研修）	
9月	運動会（人権の目当てを入れる） 2学期のめあて 2学期学級組織作り 前期児童会振り返り	命を守る訓練 教育相談日（心のアンケート事後指導） 命の教育
10月	社会見学 後期児童会	教育相談日（心のアンケート事後指導） 命の教育
11月	修学旅行（6年生） 獣医師による命の授業	命の教育 命を守る訓練
12月	児童集会 第3回人権集会 個別懇談（保護者との懇談） 2学期の振り返り（各学級）	教育相談日（心のアンケート事後指導） 命の教育
1月	3学期のめあて 3学期学級組織作り スケート学習	教育相談日（心のアンケート事後指導） 命の教育
2月	学習発表会 ひびきあい集会（学級の振り返り）	命を守る訓練 教育相談日（心のアンケート事後指導） 命の教育
3月	後期児童会振り返り 6年生を送る会 卒業式	教育相談日（心のアンケート事後指導） 命の教育

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立川上小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教師と児童と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが大切である。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる取り組みも大切である。

また、児童に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切である。

早期発見の基本

- ◇児童のささいな変化に気づくこと
→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気づいた情報を確実に共有すること
→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、掲示板等に張っておく。（個人情報に留意する。）
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。



日常的に行うこと

- ～児童のささいな変化に気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 学習ノートや日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童に声をかける。

定期的に行うこと

- 子どもの生活を把握するための「心のアンケート」や「いじめアンケート」、毎月教育相談（二者懇）を実施する。
- 保護者アンケート（偶数月）
- いじめ対策委員会できになる児童について、短期的・長期的な支援を検討する。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

【心身の安全の保証】

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

【事実関係や心情を傾聴】

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

【日頃の連携に努める】

- ・児童の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	心のアンケート・教育相談（児童対象） いじめアンケート（保護者対象） 授業参観（保護者懇談会）
5月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	家庭訪問 心のアンケート・教育相談（児童対象）
6月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	心のアンケート・教育相談（児童対象） いじめアンケート（保護者対象） 授業参観（保護者懇談）
7月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	心のアンケート・教育相談（児童対象） 三者懇談 PTA学校評価
8月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	心のアンケート・教育相談（児童対象）
9月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	運動会参観 心のアンケート・教育相談（児童対象） いじめアンケート（保護者対象）
10月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	心のアンケート・教育相談（児童対象） 授業参観（保護者懇談）
11月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	授業参観（保護者懇談） 心のアンケート・教育相談（児童対象） いじめアンケート（保護者対象）
12月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	心のアンケート・教育相談（児童対象） 個人懇談 PTA学校評価
1月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	心のアンケート・教育相談（児童対象）
2月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	学習発表会参観（保護者懇談） 心のアンケート・教育相談（児童対象） いじめアンケート（保護者対象）
3月	登下校時の観察（見守り隊・PTA） 児童の様子の観察 職員での情報交換	心のアンケート・教育相談（児童対象）

いじめ発見のポイント

中津川市立川上小学校

ちょっとした児童の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げる。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚が必要である。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切である。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例であるが、日常生活での生徒つかみのポイントとしている。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1, 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 一人で離れて（遅れて）登校している。
- ③ 他人の物までも持って歩いている。（持たされている？）
- ④ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑤ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2, 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣といつもより離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3, 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣といつもより離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 授業や委員会するとき、他の子が座るのをためらわれる席の主。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変えらされる。（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や児童活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4, 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。（いじめ場所への途中?）
- ④ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑤ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑥ 玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑦ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる。
- ⑧ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい？バツリで鍵や物を取って来いと命令された）
- ⑨ 教室移動のとき、いつも一人。

5, **給食の時間**

- ① 給食当番で、いつも面倒くさい分担（重い物）をやらされる。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある。（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われる。自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている。

6, **掃除の時間**

- ① いつも、きつい分担をやっている。（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている。（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかれたり、雑巾を投げ付けられたりしている。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない。

7, **クラブ、委員会活動**

- ① 何かとぎつく責められる。
- ② いつも、後片付けなどをさせられる。
- ③ ペアを組む時、いつも余ってしまう。ペアになることを避けられる。
- ④ 進んで活動しようとしめない。
- ⑤ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされたりする。
- ⑥ 一緒に活動することになると、他者にいやな顔をされる。

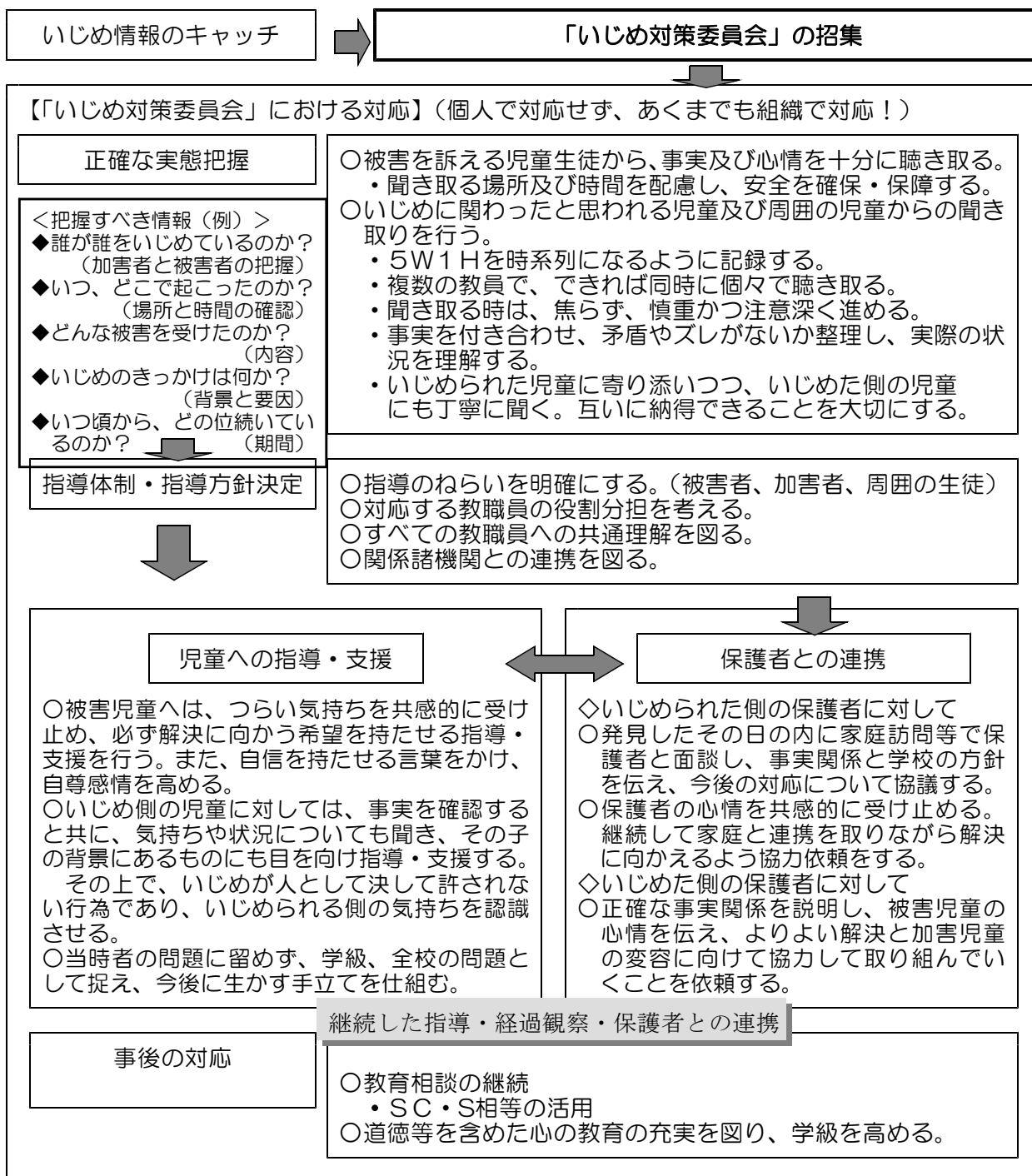
8, **その他・全体的に**

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる。
- ② 急に、成績が下がった。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたいと言い出す。（初めはさぼり現象）
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される、落書、画鋏が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（良い行為だが、二面性あり）
- ⑬ ノートなどで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

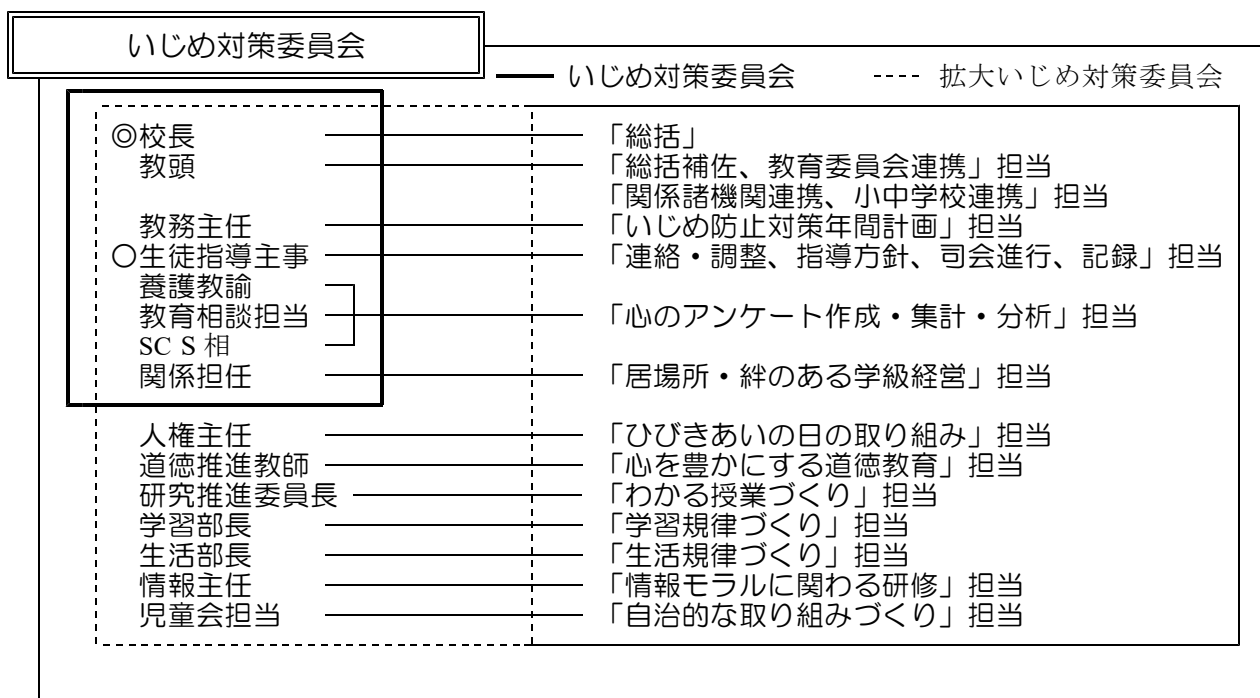
中津川市立川上小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学校体制で組織的に対応していく。いじめられている（と感じている）児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていく。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要である。



V いじめ防止の対策のための組織

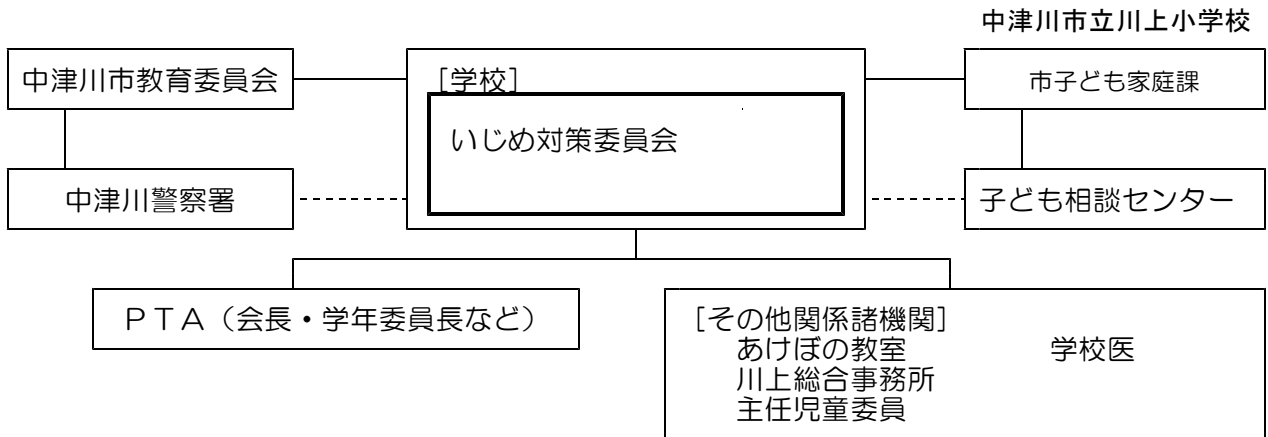
中津川市立川上小学校



＜いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）＞			
4月	拡大いじめ対策委員会① 心のアンケート 指導方針、指導計画等 いじめアンケート いじめ防止職員研修 いじめ対策方針説明会（保護者向け）	10月	心のアンケート（児童対象） いじめアンケート（保護者対象） いじめ対策委員会
5月	心のアンケート	11月	心のアンケート（児童対象） ひびきあいの日の取り組み実施
6月	心のアンケート（児童対象） いじめアンケート（保護者対象） いじめ対策委員会	12月	心のアンケート（児童対象） いじめアンケート（保護者対象） いじめ対策委員会
7月	心のアンケート（児童対象）	1月	心のアンケート（児童対象）
8月	心のアンケート（児童対象） いじめアンケート（保護者対象） いじめ対策委員会	2月	心のアンケート（児童対象） いじめアンケート（保護者対象） いじめ対策委員会
9月	心のアンケート（児童対象）	3月	心のアンケート（児童対象） 拡大いじめ対策委員会③ 本年度のまとめ、次年度の方針検討

*いじめ事案発生時は **緊急いじめ対策委員会**を招集し対応にあたる。

Ⅵ 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市総務部	防災安全課	66-1111
	防災安全課長	内線：160
中津川市 市民福祉部	子ども家庭課	66-1111
	子ども家庭課長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111